３．引落入金依頼電文に関する細部取扱い

（１）概要

　　　利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．１．に定めるところにより引落入金依頼電文を送信する場合の細部取扱いは、イ、に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ（２）から（６）までに定めるところによります。

　　　また、（２）から（５）までに定める事項における共通的な取扱いは、ロ、からホ、までに定めるとおりとします。

イ、事務の区分

引落入金依頼電文の入力時の細部取扱いについては、①電文の送信方法が日銀ネット端末によるかまたはコンピュータ接続等によるかにより異なります（注）。

また、②引落入金依頼人に対して入金の依頼を行った金融機関等から受付けたＭＸ電文に基づき行う場合の取扱いは、当該金融機関等から受付けたＭＴ電文に基づき行う場合等の取扱い（以下、当該取扱いを記載する場合には「ＭＴ電文等」といいます。）と異なります。

引落入金依頼電文の入力にあたっては、利用細則（当座勘定取引）に定めるところによるほか、［参考］に掲げる入力例を参照のうえ、①および②の事務の区分に応じ、それぞれ次表に掲げる規程箇所に基づき取扱ってください。

ただし、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．５．（３）に定めるところにより外国中央銀行等に振込金を返還するための引落入金依頼電文（金融機関間送金）の入力にあたっては、次表にかかわらず、（６）に定めるところにより取扱ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①電文の送信方法 | ②ＭＴ電文等かＭＸ電文かの区分 | 規程箇所 |
| 日銀ネット端末 | ＭＴ電文等に基づく場合 | （２） |
| ＭＸ電文に基づく場合 | （３） |
| コンピュータ接続等 | ＭＴ電文等に基づく場合 | （４） |
| ＭＸ電文に基づく場合 | （５） |

（注）具体的には、日銀ネット端末による場合とは、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．１．に定める業務処理区分コードの211601または211602による場合をいい、コンピュータ接続等による場合とは、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．１．に定める業務処理区分コードの213101または213102による場合をいいます。以下同じです。

ロ、送金種類の別により異なる取扱い

（２）から（５）までに定める細部取扱いのうち、その一部には、引落入金依頼電文（顧客送金）または引落入金依頼電文（金融機関間送金）のいずれかのみに適用されるものがあります。顧客送金と表記している場合には、引落入金依頼電文（顧客送金）にのみ適用され、金融機関間送金と表記している場合には、引落入金依頼電文（金融機関間送金）にのみに適用されます。

ハ、日銀ネットの端末入力項目の表記方法

（２）および（３）において、日銀ネットの端末入力項目は次のとおり記載します。

（イ）端末入力項目において、情報を入力できる項目については、（項目名）**欄**と記載し、その上位の項目については、**「**（項目名）**」**と記載します。

（ロ）項目の下位のすべての項目を対象とする場合には、「（上位の項目名）」の項目群と記載します。

（ハ）引落入金依頼電文（金融機関間送金）において、特に記載がない場合には、「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の項目群以外の項目を示すものとし、「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の記載がある場合には、「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の項目群の項目を示すものとします。

（端末入力項目の記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| INTERMEDIARY AGENT 1 | ←「INTERMEDIARY AGENT 1」のBIC欄 |
| BIC | 　　　　　　　　　　　　 |
| CLEARING SYSTEM MEMBER ID | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

ニ、コンピュータ接続等により入力する引落入金依頼電文の項目およびＭＸ電文の項目の表記方法

　　（４）および（５）において、コンピュータ接続等により入力する引落入金依頼電文の項目およびＭＸ電文の項目は次のとおり記載します。

（イ）引落入金依頼電文またはＭＸ電文の項目のうち、情報入力項目（これらの電文の各項目群の最下層の項目であって、情報を入力できる項目をいいます。以下ニ、において同じです。）については、**『**（項目名）**』**と記載します。

引落入金依頼電文の情報入力項目以外のものについては、**「**（項目名）**」**と記載し、ＭＸ電文の情報入力項目以外のものについては、**【**（項目名）**】**と記載します。

（ロ）情報入力項目を示す場合、同項目を一意に示すために必要なもののみを記載し、すべての階層の項目は記載しません（原則として電文の４階層目および情報入力項目を記載します。）。項目の下位のすべての項目を対象とする場合には、「（上位の項目名）」の項目群または【（上位の項目名）】の項目群と記載します。

（ハ）取扱いを定める対象項目は、電文の「CreditTransferTransactionInformation」または【CreditTransferTransactionInformation】の項目群の項目とします。

（ニ）引落入金依頼電文（金融機関間送金）またはpacs.009において、特に記載がない場合には、「UnderlyingCustomerCreditTransfer」または【UnderlyingCustomerCreditTransfer】の項目群の項目以外のものを示すものとし、「UnderlyingCustomerCreditTransfer」または【UnderlyingCustomerCreditTransfer】の記載がある場合には、「UnderlyingCustomerCreditTransfer」または【UnderlyingCustomerCreditTransfer】の項目群の項目を示すものとします。

（ホ）決済関係者が金融機関の場合において、特に記載がないときは、「FinancialInstitutionIdentification」または【FinancialInstitutionIdentification】の項目群の項目とし、「BranchIdentification」または【BranchIdentification】の記載がある場合には、「BranchIdentification」または【BranchIdentification】の項目群の項目を示すものとします。

（引落入金依頼電文における項目（注）の記載例）

←「IntermediaryAgent1」の『BICFI』

←「IntermediaryAgent1」の「ClearingSystemIdentification」の『Code』

「IntermediaryAgent1」の「PostalAddress」

 の項目群

←「IntermediaryAgent1」の「BranchIdentification」の『Name』

←「IntermediaryAgent1Account」の『Identification』

←「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の「UltimateDebtor」の『Name』

|  |
| --- |
| IntermediaryAgent1 |
| 　 | FinancialInstitutionIdentification |
| 　 | 　 | BICFI |
| 　 | 　 | ClearingSystemMemberIdentification |
| 　 | 　 | 　 | ClearingSystemIdentification |
| 　 | 　 | 　 | 　 | Code |
| 　 | 　 | 　 | MemberIdentification |
| 　 | 　 | Name |
| 　 | 　 | PostalAddress |
| 　 | 　 | 　 | Department | 　 |
| 　 | 　 | 　 | … |
| 　 | 　 | 　 | AddressLine | 　 |
| 　 | 　 | Other |
| 　 | 　 | 　 | Identification | 　 |
| 　 | 　 | 　 | SchemeName |
| 　 | 　 | 　 | 　 | Code |
|  |  |  | … |
| 　 | BranchIdentification |
| 　 | 　 | Identification |
| 　 | 　 | Name |
| 　 | 　 | PostalAddress |
| 　 | 　 | 　 | Department | 　 |
|  |  |  | … |
| IntermediaryAgent1Account |
| 　 | Identification |
| 　 | 　 | IBAN |
| 　 | 　 | Other |
| 　 | 　 | 　 | Identification |
| … |
| UnderlyingCustomerCreditTransfer |
|  | UltimateDebtor |
|  |  | Name |
| … |

（注）表の網掛け部は、情報入力項目を示します。

（２）ＭＴ電文等に基づき日銀ネット端末により引落入金依頼を行う場合の取扱い

イ、入金先の外国中央銀行等に関する情報および口座情報の入力

　（イ）入金先の外国中央銀行等に関する情報

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次のとおり取扱ってください。

　　ａ. 引落入金依頼電文（顧客送金）の場合

　　　　「INTERMEDIARY AGENT 1」もしくは「CREDITOR AGENT」のBIC欄または「CREDITOR」のORGANISATION ID (BIC)欄に入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注）してください（NAME欄への入力は行わないでください。）顧客送金。

　　ｂ．引落入金依頼電文（金融機関間送金）の場合

　　　　「INTERMEDIARY AGENT 1」、「CREDITOR AGENT」または「CREDITOR」のBIC欄に入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注）してください（NAME欄への入力は行わないでください。）金融機関間送金。

（注）コード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードを入力してください（同一覧上のＢＩＣコードに括弧が付されている海外預り金勘定については、ＢＩＣコードの入力に代え、NAME欄に同一覧上の「外国中央銀行等名」に掲げる名称を入力することもできます。）。また、上位8桁がコード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードと同一である限り、11桁のＢＩＣコードを入力することもできます。

（ロ）入金先の口座情報

（イ）に対応する「INTERMEDIARY AGENT 1 ACCOUNT」、「CREDITOR AGENT ACCOUNT」または「CREDITOR ACCOUNT」のOTHER ID欄に（イ）の海外預り金勘定の海外預り金勘定コードを入力してください。

ロ、「DEBTOR AGENT」が存在しない場合における「DEBTOR AGENT」の入力

「DEBTOR」と同一の金融機関等の情報を入力するまたはNAME欄に“NOTPROVIDED”を入力してください顧客送金。

ハ、「CREDITOR AGENT」が存在しない場合における「CREDITOR AGENT」の入力

NAME欄に“NOTPROVIDED”を入力してください顧客送金。

ニ、引落入金依頼に関する情報の入力

入金先の外国中央銀行等に通知する必要がある内容であって、当該内容に対応する欄がない場合には、次の各号に掲げる情報の別に応じて、それぞれ当該各号に掲げる欄に入力してください。

（イ）カバー情報以外の情報

「INSTRUCTION FOR CREDITOR AGENT」のINFORMATION欄またはREMITTANCE INFORMATION欄

（ロ）カバー情報

「UnderlyingCustomerCreditTransfer」のREMITTANCE INFORMATION欄金融機関間送金

ホ、入金先の外国中央銀行等に通知される内容等について

　　　次に掲げる項目を除き、引落入金依頼電文において入力された情報は、原則として、入金先の外国中央銀行等に通知されます。ただし、入金先の外国中央銀行等に関する情報は、当該外国中央銀行等が日本銀行に届出た情報により通知されるため、入力された情報とは異なる場合があります。

（イ）TRANSACTION ID欄

（ロ）「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT」のBRANCH ID欄およびBRANCH NAME欄

（ハ）「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」の項目群

（ニ）「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」の項目群（海外預り金入金規則にもとづく振込の委託を伴わない場合に限ります。）金融機関間送金

（３）ＭＸ電文に基づき日銀ネット端末により引落入金依頼を行う場合の取扱い

イ、入金先の外国中央銀行等に関する情報および口座情報の入力

（イ）入金先の外国中央銀行等に関する情報

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるとおり取扱ってください。

　　ａ. 引落入金依頼電文（顧客送金）の場合

　　　　　「INTERMEDIARY AGENT 1」もしくは「CREDITOR AGENT」のBIC欄または「CREDITOR」のORGANISATION ID (BIC)欄に入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注１）してください。また、当該外国中央銀行等を示すものである限りにおいて、当該ＢＩＣコードとあわせて同BIC欄または同ORGANISATION ID (BIC)欄以外の欄（NAME欄等が該当します。）にも入力（注２）することもできます顧客送金。

　　ｂ．引落入金依頼電文（金融機関間送金）の場合

　　　　　「INTERMEDIARY AGENT 1」、「CREDITOR AGENT」または「CREDITOR」のBIC欄に入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注１）してください。また、当該外国中央銀行等を示すものである限りにおいて、当該ＢＩＣコードとあわせて同BIC欄以外の欄（NAME欄等が該当します。）にも入力（注２）することもできます金融機関間送金。

（注１）コード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードを入力してください（同一覧上のＢＩＣコードに括弧が付されている海外預り金勘定については、ＢＩＣコードの入力に代え、NAME欄に同一覧上の「外国中央銀行等名」に掲げる名称を入力することもできます。）。また、上位8桁がコード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードと同一である限り、11桁のＢＩＣコードを入力することもできます。

（注２）NAME欄等に入力が行われた場合において、ＢＩＣコードおよび（ロ）の海外預り金勘定コードにより特定した外国中央銀行等の口座に入金することが適当ではないと判断する情報が含まれているときは、必要に応じ、引落入金依頼人に照会し、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．３．に定めるところにより訂正等を指示することがあります。

（ロ）入金先の口座情報

（イ）に対応する「INTERMEDIARY AGENT 1 ACCOUNT」、「CREDITOR AGENT ACCOUNT」または「CREDITOR ACCOUNT」のOTHER ID欄に（イ）の海外預り金勘定の海外預り金勘定コードを入力してください。

ロ、引落入金依頼に関する情報の入力

入金先の外国中央銀行等に通知する必要がある内容であって、当該内容に対応する欄がない場合には、次の各号に掲げる情報の別に応じて、それぞれ当該各号に掲げる欄に入力してください。この場合において、当該内容をこれらの欄に入力しきれないときは、「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」のINFORMATION欄に“KIJITSUIKA”を入力したうえで、「記事情報通知依頼書」（第１号書式）を、引落入金依頼を行った日の午後３時までに日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に提出してください（注）。

（注）午後３時以後の提出となることが見込まれる場合には、予めその旨を日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に連絡したうえで提出してください。

（イ）カバー情報以外の情報

「INSTRUCTION FOR CREDITOR AGENT」のINFORMATION欄またはREMITTANCE INFORMATION欄

（入力例）UltmtDbtr/Nm/Nichigin Taro/PstlAdr/123 Times Square, New York/US/BirthDt/19761121

（ロ）カバー情報

「UnderlyingCustomerCreditTransfer」のREMITTANCE INFORMATION欄

金融機関間送金

ハ、入金先の外国中央銀行等に通知される内容等について

　　　　次に掲げる項目を除き、引落入金依頼電文において入力された情報は、原則として、入金先の外国中央銀行等に通知されます。ただし、入金先の外国中央銀行等に関する情報は、当該外国中央銀行等が日本銀行に届出た情報により通知されるため、入力された情報とは異なる内容により通知される場合があります。

（イ）TRANSACTION ID欄

（ロ）「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT」のBRANCH ID欄およびBRANCH NAME欄

（ハ）「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」の項目群

（ニ）「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」の項目群（海外預り金入金規則にもとづく振込の委託を伴わない場合に限ります。）金融機関間送金

（４）ＭＴ電文等に基づきコンピュータ接続等により引落入金依頼を行う場合の取扱い

イ、入金先の外国中央銀行等に関する情報および口座情報の入力

　（イ）入金先の外国中央銀行等に関する情報

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるとおり取扱ってください。

　ａ.引落入金依頼電文（顧客送金）の場合

　　　　「INTERMEDIARY AGENT 1」もしくは「CREDITOR AGENT」の『BICFI』または「CREDITOR」の『AnyBIC』に、入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注）してください（『Name』への入力は行わないでください。）顧客送金。

　　ｂ．引落入金依頼電文（金融機関間送金）の場合

　　　　「INTERMEDIARY AGENT 1」、「CREDITOR AGENT」または「CREDITOR」の『BICFI』入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注）してください（『Name』への入力は行わないでください。）

金融機関間送金。

（注）コード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードを入力してください（同一覧上のＢＩＣコードに括弧が付されている海外預り金勘定については、ＢＩＣコードの入力に代え、『Name』に同一覧上の「外国中央銀行等名」に掲げる名称を入力することもできます。）。また、上位8桁がコード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードと同一である限り、11桁のＢＩＣコードを入力することもできます。

（ロ）入金先の口座情報

（イ）に対応する「IntermediaryAgent1Account」、「CreditorAgentAccount」または「CreditorAccount」の『Identification』に（イ）の海外預り金勘定の海外預り金勘定コードを入力してください。

　ロ、引落入金依頼人に対して入金の依頼を行った金融機関および口座情報の入力

　　　当該金融機関の情報を「Debtor」または「DebtorAgent」に入力できない場合等には、次の各号に掲げる情報をそれぞれ当該各号に掲げる項目に入力できます。〔参考〕の入力例を参照してください。

（イ）当該金融機関に関する情報

 「PreviousInstructingAgent」の次に掲げる項目

ａ.『BICFI』

ｂ．「ClearingSystemIdentification」の『Code』または『MemberIdentification』

ｃ．『Name』

ｄ．『Identification』

　（ロ）当該金融機関の口座情報

「PreviousInstructingAgentAccount」の『IBAN』または『Identification』

ハ、DebtorAgentが存在しない場合における「DebtorAgent」の入力

「Debtor」と同一の金融機関等の情報または『Name』に“NOTPROVIDED”を入力してください顧客送金。

ニ、CreditorAgentが存在しない場合における「CreditorAgent」の入力

『Name』に“NOTPROVIDED”を入力してください顧客送金。

ホ、「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の項目群に入力する場合において、カバー情報のDebtorAgentまたはCreditorAgentが存在しないときの「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の「DebtorAgent」または「CreditorAgent」の入力

『Name』に“NOTPROVIDED”を入力してください金融機関間送金。

へ、中継金融機関に関する情報の入力

「IntermediaryAgent2」、「IntermediaryAgent2Account」、「IntermediaryAgent3」および「IntermediaryAgent3Account」の項目群に、中継金融機関に関する情報を入力する場合は、日本銀行からの指示に従ってください。

ト、ＵＥＴＲの入力

ＵＥＴＲを入力する場合には、「PaymentTypeInformation」の「LocalInstrument」の『Proprietary』に入力してください。

チ、引落入金依頼に関する情報の入力

入金先の外国中央銀行等に通知する必要がある内容であって、当該内容に対応する端末入力項目がない場合には、次の各号に掲げる情報の別に応じて、それぞれ当該各号に掲げる項目に入力してください。ただし、ト、およびリ、（ロ）に掲げる端末入力外項目に対応する情報については、当該端末入力外項目に入力してください。

（イ）カバー情報以外の情報

「InstructionForCreditorAgent」の『InstructionInformation』または「RemittanceInformation」の『Unstructured』

（入力例）U77B:/ORDERRES/BE//MEILAAN 3, 1000 GENT

（ロ）カバー情報

「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の「RemittanceInformation」の『Unstructured』金融機関間送金

リ、入金先の外国中央銀行等に通知される内容等について

（イ）項目が端末入力項目である場合

　次に掲げる項目を除き、引落入金依頼電文の端末入力項目に入力された情報は、入金先の外国中央銀行等に通知されます。ただし、入金先の外国中央銀行等に関する情報は、当該外国中央銀行等が日本銀行に届出た情報により通知されるため、入力された情報とは異なる内容により通知される場合があります。

a. 『TransactionIdentification』

b. 「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT」の「BranchIdentification」の『Identification』および『Name』

ｃ.「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」の項目群

ｄ．「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」の項目群（海外預り金入金規則にもとづく振込の委託を伴わない場合に限ります。）金融機関間送金

（ロ）項目が端末入力外項目である場合

端末入力外項目に入力された情報については、原則として、入金先の外国中央銀行等には通知されません。ただし、次表に掲げる電文の種類の別に応じ、それぞれ同表に掲げる項目を入金先の外国中央銀行等に通知します（注１）。

|  |  |
| --- | --- |
| 電文の種類等 | 項目 |
| 引落入金依頼電文（顧客送金）（海外預り金入金規則にもとづく振込の委託を伴わない場合）顧客送金 | ａ.『InstructedAmount』ｂ.『ExchangeRate』（注２）ｃ.「Purpose」の『Proprietary』ｄ．「PreviousInstructingAgent」の次に掲げる項目（ａ）『BICFI』（ｂ）「ClearingSystemIdentification」の『Code』または『MemberIdentification』（ｃ）『Name』（ｄ）『Identification』ｅ．「PreviousInstructingAgentAccount」の『IBAN』および『Identification』 |
| 引落入金依頼電文（顧客送金）（海外預り金入金規則にもとづく振込の委託を伴う場合）顧客送金 | ａ.「PaymentTypeInformation」の「LocalInstrument」の『Proprietary』（注３）ｂ.『InstructedAmount』ｃ.『ExchangeRate』（注２）ｄ.「Purpose」の『Proprietary』ｅ．「PreviousInstructingAgent」の次に掲げる項目（ａ）『BICFI』（ｂ）「ClearingSystemIdentification」の『Code』または『MemberIdentification』（ｃ）『Name』（ｄ）『Identification』ｆ．「PreviousInstructingAgentAccount」の『IBAN』および『Identification』 |
| 引落入金依頼電文（金融機関間送金）（海外預り金入金規則にもとづく振込の委託を伴わない場合）金融機関間送金 | ａ.「PreviousInstructingAgent」の次に掲げる項目（ａ）『BICFI』（ｂ）「ClearingSystemIdentification」の『Code』または『MemberIdentification』（ｃ）『Name』（ｄ）『Identification』ｂ.「PreviousInstructingAgentAccount」の『IBAN』および『Identification』 |
| 引落入金依頼電文（金融機関間送金）（海外預り金入金規則にもとづく振込の委託を伴う場合）金融機関間送金 | ａ.「PaymentTypeInformation」の「LocalInstrument」の『Proprietary』（注３）ｂ.「PreviousInstructingAgent」の次に掲げる項目（ａ）『BICFI』（ｂ）「ClearingSystemIdentification」の『Code』または『MemberIdentification』（ｃ）『Name』（ｄ）『Identification』ｃ.「PreviousInstructingAgentAccount」の『IBAN』および『Identification』ｄ.「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の「DebtorAgent」、「DebtorAgentAccount」、「CreditorAgent」、「CreditorAgentAccount」、「IntermediaryAgent1」、「IntermediaryAgent1Account」、「IntermediaryAgent2」、「IntermediaryAgent2Account」、「IntermediaryAgent3」、「IntermediaryAgent3Account」、「UltimateDebtor」および「UltimateCreditor」の項目群ｅ．「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の『InstructedAmount』 |

（注１）ただし、“NOTPROVIDED”が入力されている場合には、通知されません。

（注２）ただし、『InstructedAmount』に入力されている金額が外貨建てでない場合、または『InstructedAmount』が入力されていない場合には、通知されません。

（注３）ただし、この項目に入力された内容がＵＥＴＲの記述形式に適合しない場合、またはＵＥＴＲ以外の内容を入力した場合には、通知されません。

（５）ＭＸ電文に基づきコンピュータ接続等により引落入金依頼を行う場合の取扱い

イ、ＭＸ電文に基づく情報を入力する場合の基本的な取扱い

（イ）ＭＸ電文に基づくことを示す文字列の設定

「RemittanceInformation」の『Unstructured』に、“FXYCSV8”の文字列（注）（引落入金依頼電文がＭＸ電文に基づくものであることを示します。）を入力してください。

　　　（注）英字は必ず大文字を入力してください。

（ロ）引落入金依頼電文の対応する項目への設定等

引落入金依頼電文において対応する項目等が存在する場合には、引落入金依頼電文の対応する項目にＭＸ電文の情報を入力してください（注１）（原則①）。

ただし、ＭＸ電文の次に掲げる項目等については、ロ、に定めるところによります（原則①の例外）。

ａ．【PaymentTypeInformation】の【LocalInstrument】の『Proprietary』（→ロ、（へ））（注２）

ｂ．【ChargesInformation】の項目群（→ロ、（ト））

ｃ．決済関係者の【PostalAddress】の項目群（→ロ、（イ））

（注１）例えば、ＭＸ電文の【PaymentIdentification】の『EndToEndIdentification』または『TransactionIdentification』の情報については、引落入金依頼電文の対応する項目に入力し、それ以外の項目に入力しないでください。

（注２）各項目のロ、における入力方法の規程箇所を示しています。以下（ロ）および（ハ）において同じです。

（ハ）「RemittanceInformation」の『Unstructured』への設定等

引落入金依頼電文に対応する項目等が存在しない場合には、「RemittanceInformation」の『Unstructured』にＭＸ電文の情報を入力してください（注）（原則②）。

ただし、ＭＸ電文の次に掲げる項目等については、ロ、の定めるところによります（原則②の例外）。

ａ．【PaymentIdentification】の『UETR』（→ロ、（へ））

ｂ．【InstructingAgent】の項目群（→ロ、（ニ））

（注）例えば、【IntermediaryAgent1】の『LEI』の情報については、「RemittanceInformation」の『Unstructured』に入力してください。

＜参考：ＭＸ電文に基づく引落入金依頼電文の項目の設定方法（概要）＞



ロ、個別の項目の入力にかかる取扱い

（イ）決済関係者の住所に関する情報の入力

　ＭＸ電文の決済関係者の【PostalAddress】の項目群の情報（注）については、「RemittanceInformation」の『Unstructured』に入力してください。

　（注）【UnderlyingCustomerCreditTransfer】のこれらの項目群の情報を含みます金融機関間送金。

（ロ）入金先の外国中央銀行等に関する情報および口座情報の入力

ａ．入金先の外国中央銀行等に関する情報

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるとおり取扱ってください。

（ａ）引落入金依頼電文（顧客送金）の場合

「INTERMEDIARY AGENT 1」もしくは「CREDITOR AGENT」の『BICFI』または「CREDITOR」の『AnyBIC』に、入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注１）してください。また、当該外国中央銀行等を示すものである限りにおいて、当該ＢＩＣコードとあわせて引落入金依頼電文の対応する項目または「RemittanceInformation」の『Unstructured』に、ＭＸ電文の【INTERMEDIARY AGENT 1】もしくは【CREDITOR AGENT】の『LEI』、『Name』および【PostalAddress】の項目群の情報を、または【CREDITOR】の『Name』、【PostalAddress】の項目群、【Identification】の項目群（『AnyBIC』を除きます。）および『CountryOfResidence』の情報を、それぞれ入力（注２）できます顧客送金。

　（ｂ）引落入金依頼電文（金融機関間送金）の場合

「INTERMEDIARY AGENT 1」、「CREDITOR AGENT」または「CREDITOR」の『BICFI』に、入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注１）してください。また、当該外国中央銀行等を示すものである限りにおいて、当該ＢＩＣコードとあわせて引落入金依頼電文の対応する項目または「RemittanceInformation」の『Unstructured』に、ＭＸ電文の【INTERMEDIARY AGENT 1】、【CREDITOR AGENT】または【CREDITOR】の『LEI』、『Name』および【PostalAddress】の項目群の情報を入力（注２）できます金融機関間送金。

（注１）コード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードを入力してください（同一覧上のＢＩＣコードに括弧が付されている海外預り金勘定については、ＢＩＣコードの入力に代え、『Name』に同一覧上の「外国中央銀行等名」に掲げる名称を入力することもできます。）。また、上位8桁がコード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードと同一である限り、11桁のＢＩＣコードを入力することもできます。

（注２）『Name』等が入力された場合において、ＢＩＣコードおよびｂ．の海外預り金勘定コードにより特定した外国中央銀行等の口座に入金することが適当ではないと判断する情報が含まれているときは、必要に応じ、引落入金依頼人に照会し、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．３．に定めるところにより訂正等を指示することがあります。

ｂ．入金先の口座情報

ａ．に対応する「IntermediaryAgent1Account」、「CreditorAgentAccount」または「CreditorAccount」の『Identification』にａ．の海外預り金勘定の海外預り金勘定コードを入力してください。

（ハ）決済関係者に関する情報の入力

決済関係者（入金先の外国中央銀行等を除きます。）の情報として、ＢＩＣコードとあわせて、引落入金依頼電文の対応する項目または「RemittanceInformation」の『Unstructured』に、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に掲げるＭＸ電文の項目の情報（注）を入力できます。

　ａ．決済関係者が金融機関の場合

決済関係者の【ClearingSystemMemberIdentification】の項目群、『LEI』、『Name』、および【PostalAddress】の項目群

　ｂ．決済関係者が金融機関以外の場合

決済関係者の『Name』、【PostalAddress】の項目群、【Identification】の項目（『AnyBIC』を除きます。）群および『CountryOfResidence』

　（注）【UnderlyingCustomerCreditTransfer】のこれらの項目群の情報を含みます金融機関間送金。

（ニ）引落入金依頼人に対して入金の依頼を行った金融機関に関する情報および口座情報の入力

　　　当該金融機関の情報を「Debtor」または「DebtorAgent」の項目群に入力できない場合等には、次の各号に掲げる情報をそれぞれ当該各号に掲げる項目に入力できます。〔参考〕の入力例を参照してください。

　ａ．当該金融機関に関する情報

「PreviousInstructingAgent」の、『BICFI』、「ClearingSystemIdentification」の『Code』、『MemberIdentification』または『Identification』（注）

　　（注）ＭＸ電文の『LEI』の情報は、『Identification』に入力してください。

　ｂ. 当該金融機関の口座情報

【PreviousInstructingAgentAccount】の『IBAN』または『Identification』

（ホ）入金の依頼を行った金融機関に関する情報および口座情報（（ニ）に掲げる金融機関にかかるものを除きます。）の入力

　ＭＸ電文の【PreviousInstructingAgent1】、【PreviousInstructingAgent1Account】、【PreviousInstructingAgent2】、【PreviousInstructingAgent2Account】、【PreviousInstructingAgent3】および【PreviousInstructingAgent3Account】の項目群の情報（注）は、これらの項目群の情報として「RemittanceInformation」の『Unstructured』に入力してください。

　（注）【UnderlyingCustomerCreditTransfer】のこれらの項目群の情報を含みます金融機関間送金。

（へ）ＵＥＴＲの入力等

「PaymentTypeInformation」の「LocalInstrument」の『Proprietary』に、ＭＸ電文の【PaymentIdentification】の『UETR』の情報を入力してください。また、「RemittanceInformation」の『Unstructured』に、ＭＸ電文の【PaymentTypeInformation】の【LocalInstrument】の『Proprietary』の情報を入力してください。

（ト）手数料に関する情報の入力

「RemittanceInformation」の『Unstructured』に、ＭＸ電文の【ChargesInformation】の項目群の情報を入力してください（注）顧客送金。

　（注）引落入金依頼電文（顧客送金）の『ChargeBearer』として“DEBT”を入力する場合には「ChargesInformation」の項目群には入力しないでください。

ハ、入金先の外国中央銀行等に通知される内容等について

　次に掲げる項目群等を除き、引落入金依頼電文に入力された情報は、原則として、入金先の外国中央銀行等に通知されます。ただし、入金先の外国中央銀行等に関する情報は、当該外国中央銀行等が日本銀行に届出た情報により通知されるため、入力された情報とは異なる場合があります。

（イ）「PaymentIdentification」の項目群（『EndToEndIdentification』を除きます。）

（ロ）「PaymentTypeInformation」の項目群（「LocalInstrument」の『Proprietary』を除きます。）

（ハ）『SettlementPriority』

（ニ）決済関係者の「PostalAddress」の項目群（注１）

（ホ）「InstructionForNextAgent」の項目群

（へ）「RemittanceInformation」の「Structured」の項目群（注１）

（ト）「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の項目群（振込の委託を伴わない場合に限ります。）

（チ）ＭＸ電文において入力できない項目群（注２）

（注１）「UnderlyingCustomerCreditTransfer」のこれらの項目群を含みます金融機関間送金。

（注２）「PreviousInstructingAgent」および「PreviousInstructingAgentAccount」の項目群のうち、ロ、（ニ）に掲げる項目は通知されます。

ニ、「RemittanceInformation」の『Unstructured』の設定方法

　　下表に定めるところにより設定してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 『Unstructured』の繰り返し |  |
| ①の情報が存在する場合 | ①の情報が存在しない場合 | 設定内容 |
| １回目 | ― | ①引落入金依頼人が受信したＭＸ電文中の項目群【RemittanceInformation】の『Unstructured』に記載された情報（対象情報が存在する場合に設定する） |
| ２回目 | １回目 | ②“FXYCSV8”（ＭＸ電文に基づくものであることを示す文字列。英字は大文字。） |
| ３～ｎ回目 | ２～ｎ回目 | ③ＭＸ電文固有の情報における【CreditTransferTransactionInformation】以下のタグ（注）を付した情報（ＭＸ電文固有の項目が存在する場合に設定する）　―　設定要領は以下のとおり。　・XML形式においてタグを示すために上位のタグを示す必要があるため、【CreditTransferTransactionInformation】以下のタグを全て設定する。・改行はタグ毎に行う。ただし、「RemittanceInformation」の『Unstructured』は１行最大１４０文字であるため、タグとタグの値で１４０文字を超える場合はタグの名称・情報でそれぞれ改行する。・『<』 を 『&lt;』 に、『>』 を 『&gt;』 に変換してXML内に記述する（実体参照方式）。 |

　　（注）ＭＸ電文の物理項目名／属性名をいいます。以下この表において同じです。

（６）外国中央銀行等に振込金を返還するために引落入金依頼を行う場合の取扱い

振込事務取扱先は、振込規則の規定により振込の委任を解除した場合には、振込規則、利用細則（当座勘定取引）およびこの細則の定めるところに従い、引落入金依頼電文（金融機関間送金）を送信することにより振込金を返還します。

日銀ネット端末を利用する場合には、次の各号に掲げる端末入力項目に限り入力し、当該入力にあたっては、当該各号に定めるところにより取扱ってください。

また、コンピュータ接続等を利用する場合には、次の各号に掲げる端末入力項目に対応する項目およびISO20022メッセージのＸＭＬスキーマ上設定が必須とされている項目に限り入力し、当該端末入力項目に対応する項目への入力にあたっては、当該各号に定めるところにより取扱ってください。

イ、「INSTRUCTION ID」

振込事務取扱先である引落入金依頼人が付した取引番号を入力してください。

ロ、「END TO END ID」

振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した当預入金（海預）明細の「INSTRUCTION ID」に表示された取引番号を入力してください。

ハ、「TRANSACTION ID」

ロ、の取引番号を入力してください。

ニ、「AMOUNT」

振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した「当座勘定入金通知（海外預り金）」の金額欄に表示された金額を入力してください。

ホ、「DATE」

取引実行日を入力してください。なお、入力することができる取引実行日は、当該電文の送信日に限ります。

へ、「DEBTOR」

振込事務取扱先に関する情報および口座情報を入力してください。この場合、振込事務取扱先がＢＩＣコードを有するときは、BIC欄にＢＩＣコードを入力し、振込事務取扱先がＢＩＣコードを有しないときは、NAME欄に振込事務取扱先の名称を入力してください。

ト、「CREDITOR」

BIC欄に、振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した当預入金（海預）明細における「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT」の「BIC」に表示された外国中央銀行等のＢＩＣコードを入力（注）してください。

（注）コード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードを入力してください（同一覧上のＢＩＣコードに括弧が付されている海外預り金勘定については、ＢＩＣコードの入力に代え、NAME欄に同一覧上の「外国中央銀行等名」に掲げる名称を入力することもできます。）。上位8桁がコード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードと同一である限り、11桁のＢＩＣコードを入力することもできます。

チ、「CREDITOR　ACCOUNT」

OTHER ID欄に、振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した当預入金（海預）明細における「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT ACCOUNT」の「OTHER ID」に表示された海外預り金勘定コードを入力してください。

リ、「INSTRUCTION FOR CREDITOR AGENT」

INFORMATION欄に、“REFUND”の文言（振込規則にもとづく振込金の返還に伴う引落入金依頼である旨を示します。）、振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した当預入金（海預）明細における「TRANSACTION ID」または「END TO END ID」に表示された取引参照番号（※１）、振込事務取扱先のＢＩＣコード（※２）および振込金の返還理由を入力してください。

（入力例）[REFUND/XXXXXXXX（※１）/AAAAAAAA（※２）RETURN THE FUNDS BECAUSE WE DO NOT HOLD THE BENEFICIARY’S ACCOUNT.]